

## 土砂災害危険箇所等の緊急周知の実施状況について

土砂災害危険箇所もしくは土砂災害警戒区域を有する全国の市町村について住民への緊急周知の実施状況を確認したところ、ほぼ全ての市町村で取り組みを開始しています。

周知の内容とそれぞれの実施状況は以下の通りです。

	【土砂災害危険箇所】	【土砂災害警戒区域】
・危険な場所の位置	99.9%	99.9%
・避難場所の位置	84%	88%
・避難経路の位置	24%	28%
・避難勧告、防災気象情報等の伝達・収集方法	79%	81%
・住民がとるべき避難行動	79%	82%

周知の方法とそれぞれの開始状況は以下の通りです。

	【土砂災害危険箇所】	【土砂災害警戒区域】
・ホームページへの掲載	79%	79%
・広報誌への掲載	44%	45%
・公共施設等での掲示	36%	36%
・各戸配布	34%	37%
・回覧板での周知	25%	25%
・ダイレクトメールでの周知	3%	3%

※対象：土砂災害危険箇所を有する1,594市町村、土砂災害警戒区域を有する1,325市町村  
(福島第一原発事故にともなう警戒区域等を除く)

なお、そのほかにも、各戸に配備した防災行政無線端末、コミュニティFM、住民説明会、自主防災組織による訪問、SNSを活用した方法など、各市町村においてさまざまな工夫が行われています。

このように、全国の市町村等において、住民に対する緊急周知の取り組みが開始された状況を確認することができました。

今後とも住民への周知が徹底され、土砂災害の発生するおそれのある場所にお住まいの方に、まずはその危険性を十分認識して頂くことが重要です。国土交通省では、工夫された周知事例を全国の市町村等に共有するなど危険箇所等の周知に対する取り組みを継続的に支援していきます。